

現場分別マニュアル

(案)

目次

1. 現場分別することの意義	1
2. 現場分別の実施方法	2
3. 現場分別基準(案)	5

平成28年3月

九州地方建設副産物対策連絡協議会

1. 現場分別することの意義

【現場分別の徹底による建設混合廃棄物の最終処分量の削減が重要です】

- ①建設廃棄物の最終処分場の残余容量（全国）がひっ迫しています。
- ②九州地方における建設廃棄物の品目別最終処分量は、図1のとおり（建設副産物実態調査結果）。**建設混合廃棄物の割合が61%**を占めています。
⇒建設混合廃棄物はそのままでは再資源化が困難であり、**現場分別を徹底することで排出量を削減することが重要**です。

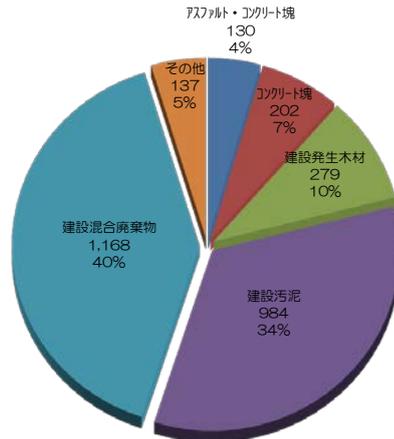


図1. 最終処分量に占める建設混合廃棄物の最終処分量（九州）

出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

【現場分別の実施によるメリット(平成18年度小口巡回共同回収システム試験運用結果)】

①建設混合廃棄物の排出量の削減効果

試験運用期間中に発生した分別対象となる廃棄物の総排出量は 66.5m^3 であるのに対し、建設混合廃棄物の排出量は 24.5m^3 となりました。つまり、建設混合廃棄物の**排出量は約63%削減**されました。

②処理費（収集運搬費、処分費）の削減効果

試験運用期間中と試験運用前の処理費（収集運搬費、処分費）を比較した結果、**廃棄物の搬出量 1m^3 あたりの処理費は11.0%削減**しました。

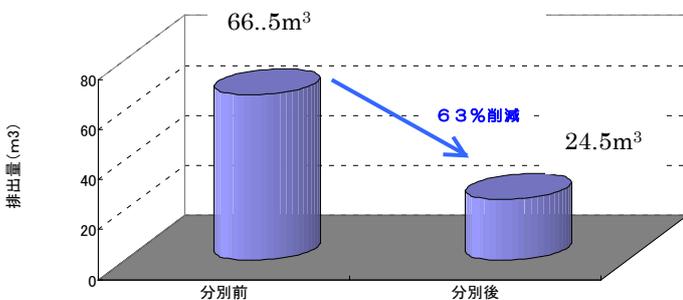


図2. 建設混合廃棄物の削減効果

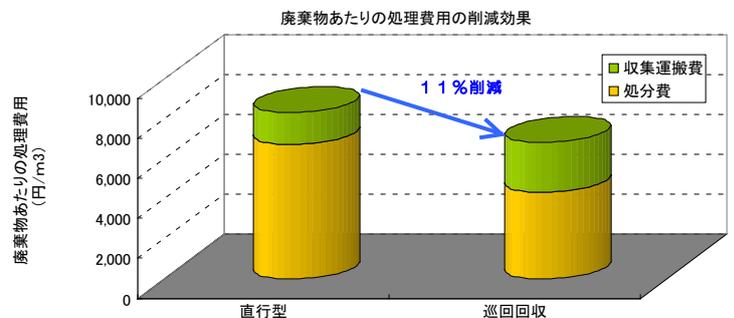


図3. 建設混合廃棄物処理費の削減効果

2. 現場分別品目の設定方法

① 廃棄物の発生状況（種類や量）を把握

工事の内容から、発生する廃棄物（搬入した資材・梱包材が廃棄物となるもの等）の種類やそれぞれの量について把握します。

② 現場分別品目選択のための建設副産物現場分別品目区分表を参照

本マニュアル内の現場分別区分表（「【土木工事】建設副産物現場分別品目区分表」、「【新築工事】建設副産物現場分別品目区分表」、「【解体工事】建設副産物現場分別品目区分表」）から、該当する品目を選別します。

③ 現場分別品目の設定

工期や廃棄物置き場の面積等の『建設現場の環境』、周辺道路の幅員等の『現場の周辺環境』、さらには、現場の周辺に立地している**再資源化等施設の受入品目、処理単価等**を考慮し、**現場分別品目を設定**します。

現場分別品目を設定する際は、分別する品目の具体的な内容（廃棄物回収容器に混在してよいもの、いけないもの）について**再資源化施設等業者と十分に打合せをすることが有効**です。

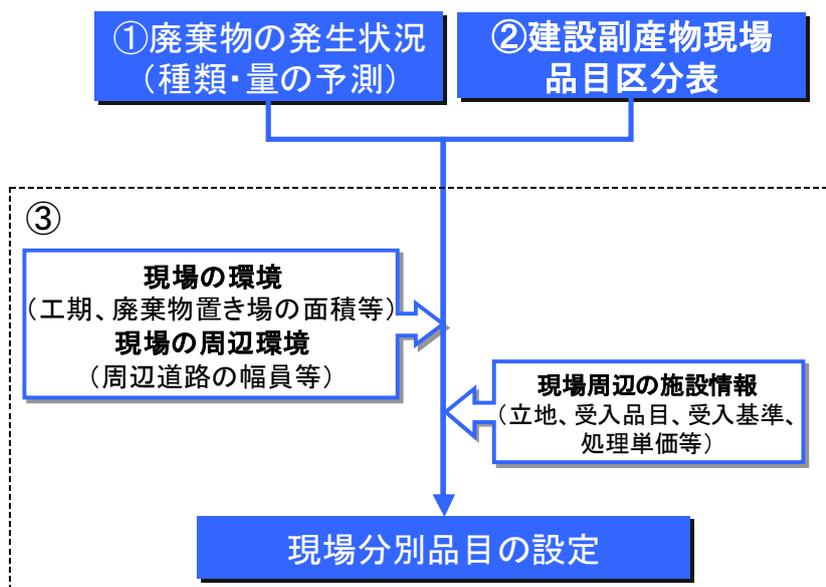


図4 現場分別品目の設定方法

<現場の状況に応じた分別品目例>

建設現場によって廃棄物置場のスペースや工期が異なります。分別の目安となる『ステージ』を次のように設定しました。

表 1. 現場の状況に応じたステージの考え方

ステージ	現場環境例	分別の状況	分別品目例
ステージ0	廃棄物置場 狭 工期短	分別スペースに全く余裕がないため、建設リサイクル法などの 法令で分別が求められている必要最低限の分別	コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト塊、アスベスト、PCB等
ステージ1		ステージ0に、分別しなければ 他の建設副産物の再資源化を阻害する品目 を追加	廃石膏ボードなど
ステージ2		ステージ1に、 広域認定制度で再資源化できる品目 を追加	グラスウール材、ロックウール材、パーティクルボードなど
ステージ3		ステージ2に、 マテリアルリサイクルルート、サーマルリサイクルが可能な品目 を追加	塩化ビニル管・継手、紙くず、金属くずなど
ステージ4		ステージ3に、 汚れや色の有無により分別可能な品目 を追加	廃プラスチック類、木くずなど 汚れの有無により分別
ステージ5	広 長	ステージ4に、 可能な限り分別すべき品目 を追加	廃プラスチック（硬質、軟質）、コンクリート塊の大きさや異物付着などにより分別

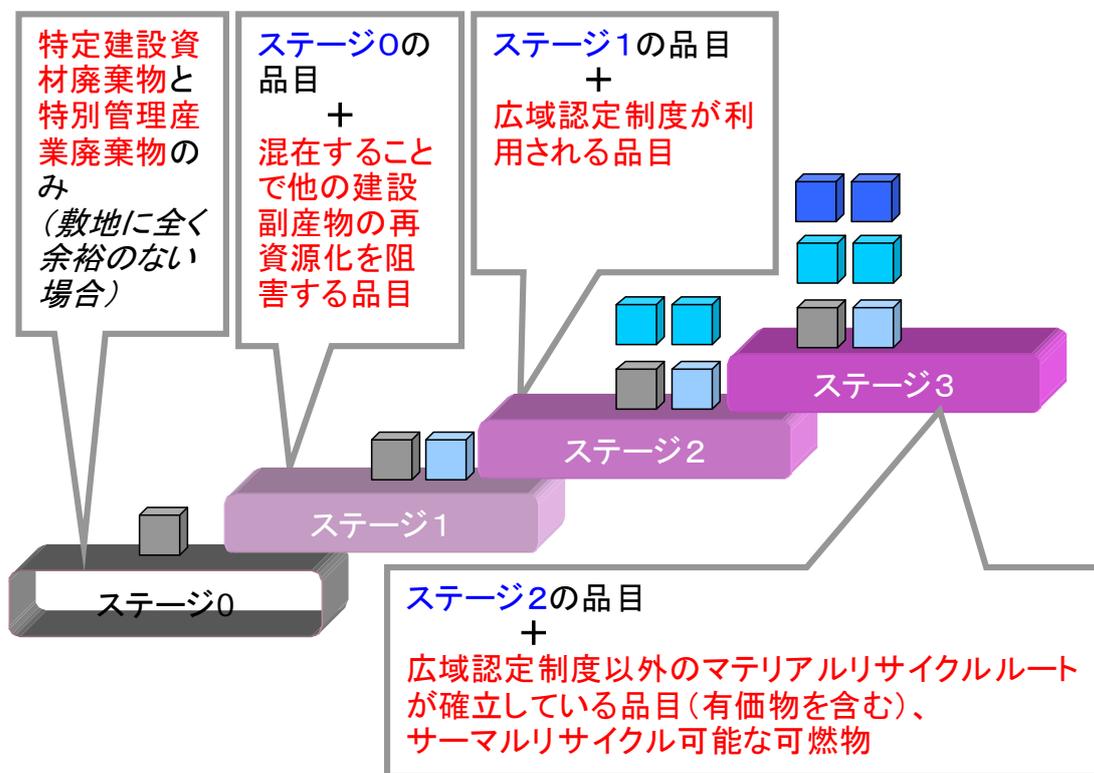


図 5 現場の状況に応じた分別品目例

(3) 現場における分別容器等の設置方法

現場での分別を行うため、各品目に応じたカートの設定を行うこととします。なお、設置したカートには、分別シールや写真などを用いて分別する品目名をわかりやすく表示することが有効です。



図6 分別容器の設置イメージ



図7 分別容器への品目の表示イメージ

<産業廃棄物>

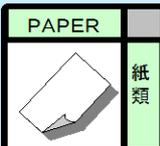
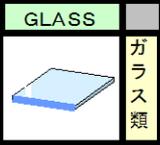
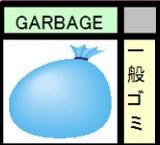
WOOD 	【木くず】 例: 木くず (竹、葉は除く)	PAPER 	【紙くず】 例: 紙類(梱包紙等) ガムテープ等テープ類の芯	CORRUGATED PAPER 	【ダンボール類】 例: ダンボール
PVC PIPE 	【塩ビ管】 ※汚れを落とすこと	METAL 	【金属類】 例: 金属くず、針金、 番線くず、 アルミ線	GLASS 	【ガラス類】 例: ガラス類、 陶磁器類
PLASTIC 	【廃プラスチック類】 例: 梱包紐、PP袋、 ビニル袋、 ブルーシート等	MIX 	【その他の混廃】 混 合	GARBAGE 	<一般廃棄物> 例: 空缶、空瓶、 弁当のゴミ

図8 分別シールの例

なお、分別容器は、廃棄物のストックヤードの広さや廃棄物の発生状況を踏まえ、より現場の実態にあった容器を選択します。



図9 小型コンテナ(1m³)



図10 フレコンバックと分別用ボックス

建設現場における分別基準【土木工用】

分別品目名	品質区分1	品質区分2	品質区分3	品質区分4	名称(仮称)	具体的な品目例	備考	Stage0	Stage1	Stage2	Stage3	Stage4	Stage5		
①廃プラスチック類					廃プラ系全般	下記品目を含む廃プラ全般					○	○	—		
	有価物				プラ系有価物		汚れ、異物付着等がないこと。品目別に分別。有価で取り引きされているPPバンドなど。				○	○	○		
	汚れ、異物付着・混入有り		塩ビ系		汚れあり塩ビ系	長尺シートなど						○	○		
			非塩ビ系		汚れあり非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スプールなど							○	○	
	汚れ、異物付着・混入無し	プラ系のみ	塩ビ系		汚れなし塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○	○	
			非塩ビ系		硬質 汚れなし硬質非塩ビ系	ビニールシート、空スプールなど	一部有価物。							○	
				軟質 汚れなし軟質非塩ビ系									○		
				硬質 軟質 汚れなし非塩ビ系	長尺シートなど							○	—		
②廃プラスチック類(塩ビ管)	汚れ、異物付着・混入無し		標準色塩ビ管		塩ビ管全般	下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般						○	○		
			色物塩ビ管		汚れなし標準色塩ビ管	標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。有価物となる場合あり。					○	○	○	
					汚れなし色物塩ビ管	色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。						○	○	
③木くず(特定建設資材廃棄物)	広域認定製品				木くず全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。	○	○	○	○	—	—		
	汚れ、異物付着・混入有り				木くず系広域認定品	パーティクルボード、合板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。品目別、メーカー別に分別。				○	○	○	○	
	汚れ、異物付着・混入無し				汚れあり木くず	ペンキ付着物、型枠材など	金属等の異物を含まないこと。						○	○	
					汚れなし木くず	柱、梁、無垢木、パーティクルボード、合板、繊維板など	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。						○	○	
④木くず(特定建設資材廃棄物以外)	伐採材、伐根材			伐木・伐根	伐木、伐根など	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。						○	○	○	
⑨紙くず(ダンボール)	汚れ、異物付着・混入物無し	水濡れ無し			マテリアル用ダンボール	ダンボール	折りたたみ、雨水等に濡れないこと。					○	○	○	
	汚れ、異物付着・混入物有り				汚れありダンボール	汚れや異物混入があるダンボール	折りたたむこと。水濡れを含む。						○	○	
⑩紙くず	再生可能	(セメント袋、芯材)			マテリアル用紙くず	セメント袋、紙製のガムテープ等の芯など	ラミネート加工されている紙は不可。雨水等に濡れないこと。						○	○	○
	再生不可				サーマル用紙くず	ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙など								○	○
⑪繊維くず					繊維くず							○	○	○	
⑤がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリートがら		金属等異物の混入物		コンクリート全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物のコンクリート塊全般		○	○	○	○	○	—		
			汚れた土砂、有機性の付着物		コンがら(金属等異物付)	鉄筋コンクリートなど							○		
			コンクリートのみ		異物付着のコンがら	コンクリート塊、鉄筋コンクリートなど							○		
			30cm以上		30cm以上のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○		
			30cm未満		30cm未満のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○		
	コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物				コンクリート2次製品	コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロックなど								○	
アスコンがら				As塊	アスファルト塊など		○	○	○	○	○	○	○		
⑥がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき(セメント瓦)			その他がれき類									○		
⑦金属くず	鉄くず		汚れ、異物付着・混入無し		金属くず全般	下記品目を含む金属くず全般						○	○	○	
	非鉄くず		汚れ、異物付着・混入無し		鉄くず	鉄筋、H鋼など	有価物となる場合あり。						○	○	○
	電線くず		汚れ、異物付着・混入無し		非鉄くず	アルミ、ステンレス、銅など	有価物となる場合あり。						○	○	○
					電線くず	電線くずなど	有価物となる場合あり。							○	○
⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(メーカーサイクル品等を除く)	(はきゴミ)			埋戻し最終処分品	その他ガラスくず等								○		
⑫アスベスト含有建材					アスベスト含有建材	アスベスト含有建材(石綿含有産業廃棄物)		○	○	○	○	○	○		
⑬複合建材	再生不可				サーマル用複合建材		可燃性複合建材。					○	○	○	
	再生可能				マテリアル用複合建材		品目別に分別。					○	○	○	
可燃性混合廃棄物					可燃性混合廃棄物	可燃性の混合廃棄物全般						○	○	○	
不燃性混合廃棄物					不燃性混合廃棄物	不燃性の混合廃棄物全般						○	○	○	
混合廃棄物					混合廃棄物	混合廃棄物全般		○	○	○	—	—	—		
危険物・有害物					危険物・有害物	CCA処理木材など		○	○	○	○	○	○	○	

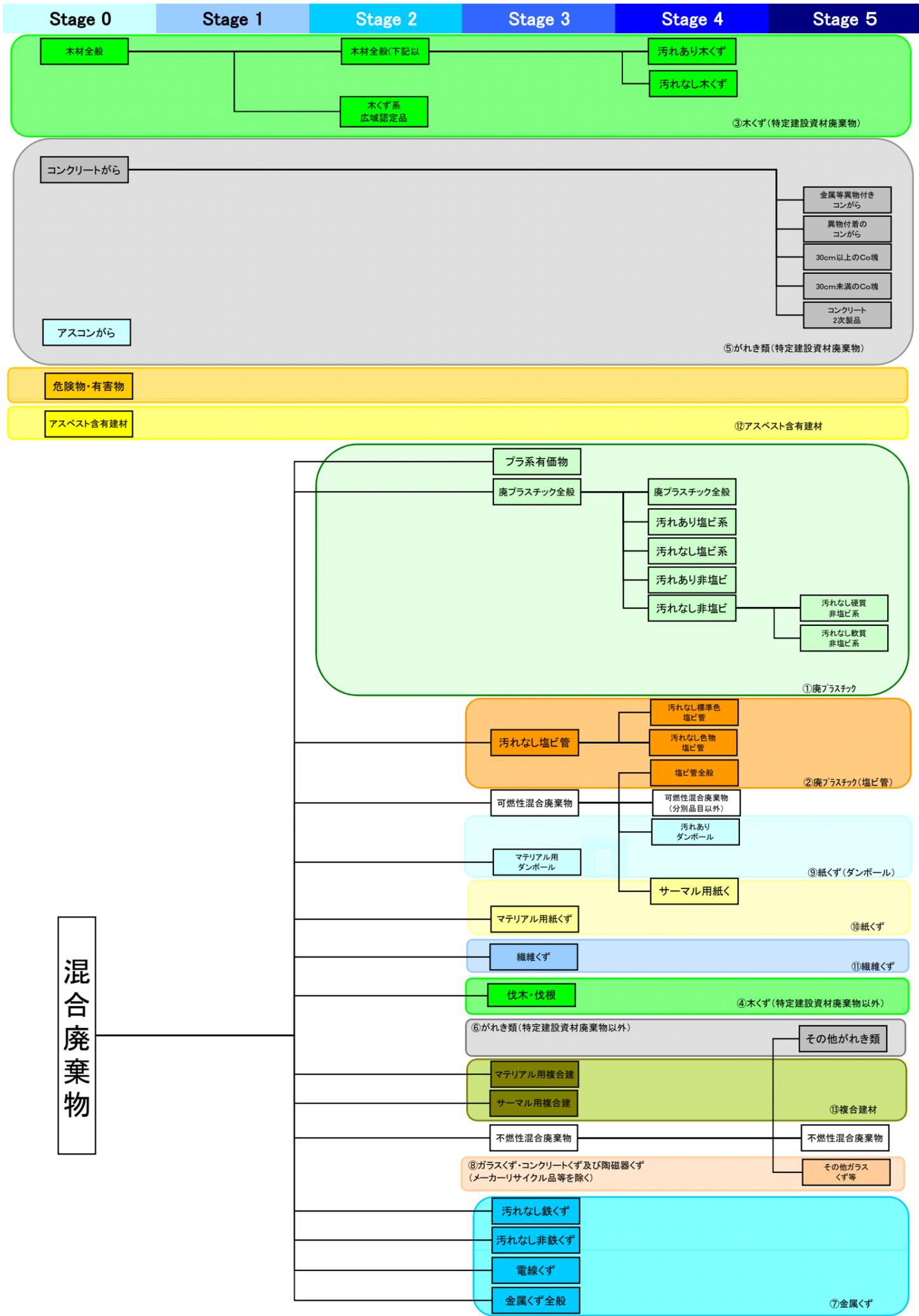
建設現場における分別基準【新築工用】

分別品目名	品質区分1	品質区分2	品質区分3	品質区分4	名称(仮称)	具体的な品目例	備考	Stage0	Stage1	Stage2	Stage3	Stage4	Stage5	
①廃プラスチック類	広域認定製品				廃プラ系全般	下記品目を含む廃プラ全般					○	○	—	
	有価物				プラ系広域認定品	床材、押出ボード、発泡スチロールなど	汚れ、異物付着・混入無くないこと。品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○	
	汚れ、異物付着・混入有り				プラ系有価物		汚れ、異物付着・混入無くないこと。品目別に分別。有価で取り引きされるPPバンドなど。				○	○	○	
	汚れ、異物付着・混入無し		プラ系のみ	塩ビ系		汚れあり塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど						○	○
				非塩ビ系		汚れあり非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スプールなど						○	○
				塩ビ系		汚れなし塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど						○	○
				非塩ビ系		硬質 汚れなし硬質非塩ビ系	ビニールシート、空スプールなど							○
					軟質 汚れなし軟質非塩ビ系								○	
				硬質 軟質 汚れなし非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○		
発泡ウレタン・スチロール		汚れ、異物付着・混入無			発泡ウレタン・スチロール	発泡スチロール、押出ボードなど						○	○	
②廃プラスチック類(塩ビ管)				塩ビ管全般	下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般							○	○	
汚れ、異物付着・混入無し		標準色塩ビ管			汚れなし標準色塩ビ管	標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等が無いこと。有価物となる場合あり。				○	○	○	
		色物塩ビ管			汚れなし色物塩ビ管	色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等が無いこと。					○	○	
③木くず(特定建設資材廃棄物)				木くず全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。	○	○	○	○	—	—		
広域認定製品				木くず系広域認定品	パーティクルボード、合板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○		
汚れ、異物付着・混入有り				汚れあり木くず	ペンキ付着物、型枠材など	金属等の異物を含まないこと。						○	○	
汚れ、異物付着・混入無し				汚れなし木くず	パーティクルボード、合板、繊維板など	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。						○	○	
④木くず(特定建設資材廃棄物以外)				伐採材、伐根材	伐木・伐根	伐木、伐根など	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。				○	○	○	
⑪紙くず(ダンボール)				再生可能 (セメント袋、芯材)	再生可能	再生可能								
汚れ、異物付着・混入物無し				再生不可	再生不可	再生不可								
汚れ、異物付着・混入物有り														
⑫紙くず				再生可能 (セメント袋、芯材)	再生可能	再生可能								
再生可能				再生不可	再生不可	再生不可								
再生不可														
⑤がれき類(特定建設資材廃棄物)				コンクリートがら	金属等異物の混入物	コンクリート全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物のコンクリート塊全般	○	○	○	○	○	—	
		金属等異物の混入物		コンクリートがら	コンクリートがら(金属等異物付)	鉄筋コンクリートなど							○	
		汚れた土砂、有機性の付着物		コンクリートのみ(汚れ、異物付着混入の無い事)	異物付着のコンがら	コンクリート塊、鉄筋コンクリートなど							○	
		30cm以上		30cm未満	30cm以上のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○	
		30cm未満			30cm未満のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○	
コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物				コンクリート2次製品	コンクリート2次製品	コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロックなど							○	
アスコンがら				As塊	As塊	アスファルト塊など							○	
⑥がれき類(特定建設資材廃棄物以外)				その他がれき	広域認定製品	コンクリート系広域認定品	ALCなど				○	○	○	
		広域認定製品以外			その他がれき類	石材が廃棄物となったもの、セメント瓦など	品目別、メーカー別に分別。						○	
⑦金属くず				鉄くず	鉄くず	鉄くず全般	下記品目を含む金属くず全般						○	
鉄くず		汚れ、異物付着・混入無		非鉄くず	非鉄くず	鉄筋、H鋼など	有価物となる場合あり。						○	
非鉄くず		汚れ、異物付着・混入無		電線くず	電線くず	アルミ、ステンレス、銅など	有価物となる場合あり。						○	
電線くず		汚れ、異物付着・混入無				電線くずなど	有価物となる場合あり。						○	
⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード)(メーカー判明)				広域認定製品	石膏ボード全般	石膏ボード全般	下記品目を含む石膏ボード全般			○	○	○	○	
		石膏ボード分別単品以外		石膏ボード分別単品	石膏ボード分別単品	石膏ボード	品目別、メーカー別に分別。				○	○	○	
		石膏ボード分別単品		汚れ、異物付着・混入物の無いもの	石膏ボード分別単品	石膏ボード分別単品	異物付き石膏ボード、石膏ボード粉など						○	
							汚れのない石膏ボード						○	
⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウール、岩綿吸音板、ロックウール)				広域認定製品	ガラスくず系広域認定品	ガラスウール材、ロックウール材	ガラスウール材、ロックウール材	汚れ、異物付着等が無いこと。品目別、メーカー別に分別。				○	○	○
		岩綿吸音板のみ		ロックウールのみ	ロックウール	ロックウール	岩綿吸音板						○	
		ロックウールのみ		ガラスウールのみ	ガラスウール	ガラスウール	ロックウール材						○	
		汚れ(水濡れ物)、異物付着・混入物			汚れ・水濡れありガラスウール等	ガラスウール材、ロックウール材	ガラスウール材						○	
⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(メーカーサケル品等を除く)				(瓦、タイル端材、レンガ、はきゴミ)	埋戻し最終処分品	その他ガラスくず等	ケイカル板、タイル、ガラス、耐火被覆材など						○	
⑬複合建材				再生不可	再生不可	サーマル用複合建材	可燃性複合建材。						○	
		再生可能				マテリアル用複合建材	品目別に分別。						○	
可燃性混合廃棄物						可燃性混合廃棄物	可燃性の混合廃棄物全般						○	
不燃性混合廃棄物						不燃性混合廃棄物	不燃性の混合廃棄物全般						○	
混合廃棄物						混合廃棄物	混合廃棄物全般	○	○	○	—	—	—	
危険物・有害物						危険物・有害物		○	○	○	○	○	○	

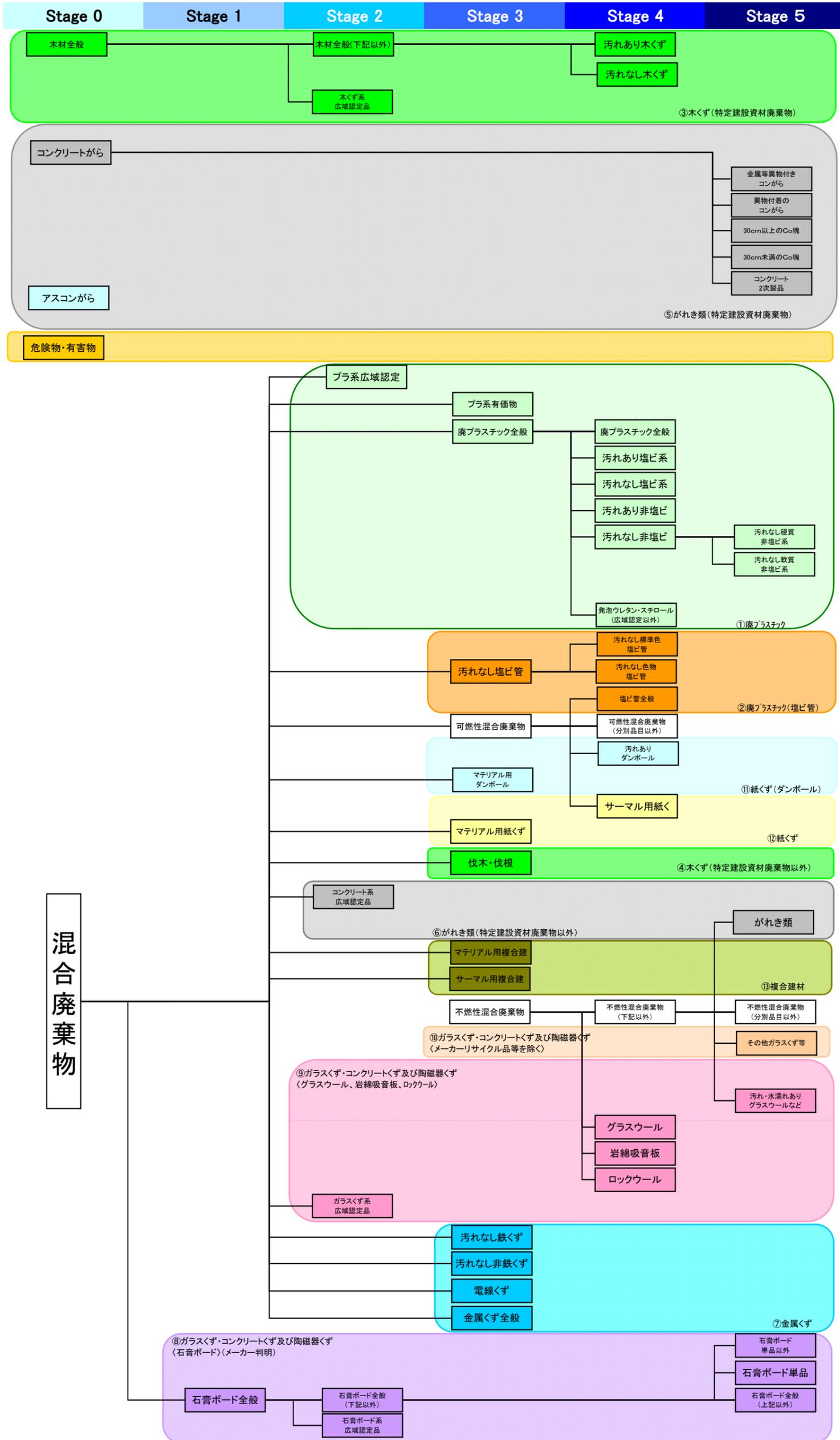
建設現場における分別基準【解体工専用】

分別品目名	品質区分1	品質区分2	品質区分3	品質区分4	名称(仮称)	具体的な品目例	備考	Stage0	Stage1	Stage2	Stage3	Stage4	Stage5
①廃プラスチック類	汚れ、異物付着・混入有り		塩ビ系		廃プラスチック全般	下記品目を含む廃プラスチック全般					○	○	—
			非塩ビ系		汚れあり塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど						○	○
	汚れ、異物付着・混入無し	プラスチックのみ	塩ビ系		汚れあり非塩ビ系	ビニールシート、空スプーンなど						○	○
			非塩ビ系	硬質	汚れなし塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど						○	○
				軟質	汚れなし軟質非塩ビ系	ビニールシート、空スプーンなど							○
				硬質 軟質	汚れなし非塩ビ系	壁クロス、長尺シートなど							○
	発泡ウレタン・スチロール	汚れ、異物付着・混入無し			発泡ウレタン・スチロール	発泡ウレタン、発泡スチロールなど						○	○
	タイルカーペット	規格のサイズで、汚れ付着物のないモノ			タイルカーペット	タイルカーペット						○	○
②廃プラスチック類(塩ビ管)	汚れ、異物付着・混入無し	標準色塩ビ管 色物塩ビ管			塩ビ管全般	下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般						○	○
					汚れなし標準色塩ビ管	標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。有価物となる場合あり。					○	○
					汚れなし色物の塩ビ管	色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。					○	○
③木くず(特定建設資材廃棄物)	汚れ、異物付着・混入無し	柱・梁 柱・梁以外			木くず全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。	○	○	○	○	—	—
					汚れなし柱・梁	柱、梁など	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。					○	○
					汚れなし木くず	パーティクルボード、合板、繊維板など	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。					○	○
	汚れ、異物付着・混入有り				汚れあり木くず	ペンキ付着物など	金属等の異物を含まないこと。					○	○
④木くず(特定建設資材廃棄物以外)	伐採材、伐根材				伐木・伐根	伐木、伐根など	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。				○	○	○
⑪紙くず	再生可能				マテリアル用紙くず	セメント袋、紙製のガムテープ等の芯など	ラミネート加工されている紙は不可。雨水等に濡れないこと。				○	○	○
	再生不可				サーマル用紙くず	ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙など						○	○
⑫繊維くず	畳(スタイロ畳除く)				繊維くず	畳(スタイロ畳除く)など						○	○
⑤がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリートがら	金属等異物の混入物 汚れた土砂、有機性の付着物			コンクリート全般	下記品目を含む特定建設資材廃棄物のコンクリート塊全般		○	○	○	○	○	—
					コンから(金属等異物付)	鉄筋コンクリートなど							○
		コンクリートのみ	30cm以上 30cm未満		異物付着のコンから	コンクリート塊、鉄筋コンクリートなど						○	
					30cm以上のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○
					30cm未満のCo塊	コンクリート塊など	汚れ、異物付着等がないこと。						○
	コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物				コンクリート2次製品	コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロックなど							○
	アスコンから				As塊	アスファルト塊など		○	○	○	○	○	○
⑥がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき				その他がれき類	石材が廃棄物となったもの、セメント瓦など							○
⑦金属くず	鉄くず	汚れ、異物付着・混入無し			金属くず全般	下記品目を含む金属くず全般					○	○	○
	非鉄くず	汚れ、異物付着・混入無し			汚れなし鉄くず	鉄筋、H鋼など	有価物となる場合あり。					○	○
	電線くず	汚れ、異物付着・混入無し			汚れなし非鉄くず	アルミ、ステンレス、銅など	有価物となる場合あり。					○	○
					電線くず	電線くずなど	有価物となる場合あり。					○	○
⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード)(メーカー判明)	珪素、カミウム混入物 原型を保ち、汚れ、異物付着の少ないモノ 原型を保ち、汚れ、異物付着、複合有り				石膏ボード全般	下記品目を含む廃石膏ボード全般			○	○	○	○	—
					珪素等混入石膏ボード								○
					汚れなし石膏ボード	廃石膏ボード							○
					汚れあり石膏ボード	廃石膏ボード						○	
⑨グラスウール・岩綿吸音板・ロックウール	グラスウール・岩綿吸音板・ロックウール	広域認定製品			グラスくず系広域認定品	ロックウール材(断熱材)など	汚れ、異物付着・混入無いこと。品目別、メーカー別に分別。			○	○	○	○
		広域認定製品以外			グラスウール等全般	グラスウール材、ロックウール材など							○
⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(メーカーリサイクル品等を除く)	残渣				埋戻し最終処分品								○
⑬アスベスト含有建材					アスベスト含有建材	アスベスト含有建材(石綿含有産業廃棄物)		○	○	○	○	○	○
⑭複合建材	再生不可				サーマル用複合建材		可燃性複合建材。				○	○	○
	再生可能				マテリアル用複合建材		品目別に分別。				○	○	○
可燃性混合廃棄物					可燃性混合廃棄物	可燃性の混合廃棄物全般					○	○	○
不燃性廃棄物					不燃性混合廃棄物	不燃性の混合廃棄物全般					○	○	○
混合廃棄物					混合廃棄物	混合廃棄物全般		○	○	○	—	—	—
危険物・有害物					危険物・有害物	PCB、CCA処理木材、廃石綿など	特別管理産業廃棄物は政令で定める収集、処分に従う。	○	○	○	○	○	○

建設副産物ごとの分別ステージ（分別品目ツリー図） ※土木工事の例



建設副産物ごとの分別ステージ（分別品目ツリー図） ※新築工事の例



建設副産物ごとの分別ステージ（分別品目ツリー図） ※解体工事の例

